

三河ロイヤル運用細則

第1条

「豊田シニアフットボールクラブ（以下豊田シニアという）会則」第25条に定める「三河ロイヤルチーム」に関する運用細則を定める。本細則に記載のない事項については「豊田シニア会則」に準じる。

第2条（目的・入会資格）

主に三河地域に在住する68歳以上を対象に、所属するチームに0-70クラスが編成できない、又は地域にクラブチームが無いなどの方を対象に「三河ロイヤル」チームを編成し、各種大会に参加するなど、生涯サッカーの機会を提供する事を目的とする。

第3条（入会手続き）

入会を希望する者は豊田シニアに次の事項を申請する。

- ① 現所属チーム名の有無
- ② 氏名・生年月日、住所、連絡先
- ③ JFA 登録の有無
- ④ 西日本 OB サッカー連盟への登録の有無
- ⑤ ユニホーム サイズ

第4条（入会の承認）

豊田シニア事務局及び075・070代表幹事が行う。

第5条（事務局）

豊田シニアの各幹事が行う。

- ①事務局
- ②075 代表幹事
- ③070 代表幹事
- ④会計担当幹事

第5条（活動年会費）

入会したものは次の通り活動年会費を豊田シニア会計に納入しなければならない。

- ①豊田シニアから入会した者は豊田シニア会則第7条を適用する。
- ②豊田シニア以外のチームからの入会者は3000円とする。
- ③特例として神奈川県茅ヶ崎からの参加者は会費を免除する。

第6条（三河ロイヤルの活動） 豊田シニア会則第3条に準ずる。

第7条（JFA・西日本OBへの登録）

- ①豊田シニアから入会した者は豊田シニア会則第3条に準ずる
- ②豊田シニア以外からの入会者は本人の所属チームから登録を行うものとする。

第8条（ユニホーム）

会員は入会時に三河ロイヤル指定のユニホームを購入しなければならない。

- ①半袖シャツ メイン；赤（エンジ）、サブ；白

第9条（改正）

本運用細則は三河ロイヤル会員の過半数以上の賛成を得て改正することが出来る。

第10条（施行）

本運用細則は令和4年4月1日より制定施行する